

事業主の方へ



令和5年より 電子申請の方法が変わります



高齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告の電子申請にて
電子署名(※)または**GビズID**が必要となります！

※ GビズIDを利用せずe-Govアカウントを使用して電子申請する場合、別途電子署名(有料)が必要となります。電子署名については以下e-Govホームページをご確認ください。

【e-Govホームページ(電子申請のご案内)】 <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/>

GビズIDとは？

- 1つのID・パスワードで複数の行政サービスを利用することができる法人・個人事業主向け共通認証システムであり、プライム、メンバー、エントリーの3種類のアカウントがあります。

GビズIDの種類

gBizIDプライム	会社代表者または 個人事業主	書類審査必要	電子署名不要	発行審査期間 2週間程度
gBizIDメンバー	gBizIDプライム 取得組織の従業員	書類審査不要	電子署名不要	即時発行可能 (P)
gBizIDエントリー	事業をしている方なら だれでも可能	書類審査不要	電子署名必要 (有料)	即時発行可能

※ 発行手続きには、GビズIDの種類によって、メールアドレス(アカウントID)、端末操作、プリンター、印鑑証明書と登録申請書、スマートフォン又は携帯電話など、必要なものに違いがあります。

ID申請・取得手続き詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。

【デジタル庁ホームページ】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>



【お問い合わせ先】 「gBizID」ヘルプデスク：0570-023-797

(受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祝日、年末年始を除く)